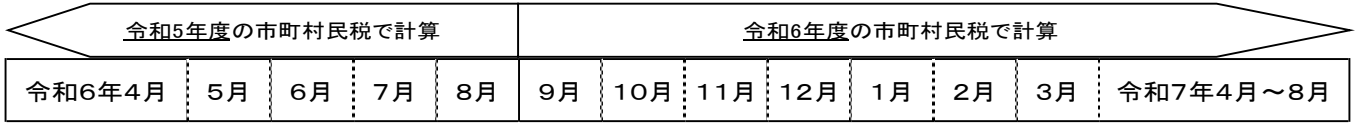


利用者負担額（保育料）についてのお知らせ

保育所等の利用者負担額(保育料)は、世帯の市町村民税の合算額にて決定しています。令和6年度の利用者負担額(保育料)は、4月から8月までは令和5年度の市町村民税にて、9月以降は令和6年度の市町村民税にて計算します。

[利用者負担額の計算のイメージ]



利用者負担額(保育料)

階層区分	年齢は4月1日時点の年齢を適用		3号認定(0・1・2歳)		
	定義	市区分	標準時間	短時間	
第1	生活保護世帯等		A00	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	ひとり親・障がい者の世帯等	B01	0	0
		その他の世帯	B02	0	0
第3	均等割のみ	ひとり親・障がい者の世帯等	C04	7,000(0)	6,800(0)
		その他の世帯	C01	14,000(7,000)	13,700(6,800)
第4	48,600円未満	ひとり親・障がい者の世帯等	C02	7,000(0)	6,800(0)
		その他の世帯	C03	15,000(7,500)	14,700(7,300)
	48,600円以上 59,000円未満	ひとり親・障がい者の世帯等	C05	7,000(0)	6,800(0)
		その他の世帯	D00	20,000(10,000)	19,600(9,800)
	57,700円以上 59,000円未満	その他の世帯	D01	20,000(10,000)	19,600(9,800)
		ひとり親・障がい者の世帯等	C06	7,000(0)	6,800(0)
	59,000円以上 77,200円未満	その他の世帯	D02	24,000(12,000)	23,500(11,700)
		77,200円以上 97,000円未満	D03	27,500(13,700)	27,000(13,500)
	第5	97,000円以上 111,000円未満	D04	29,700(14,800)	29,100(14,500)
		111,000円以上 169,000円未満	D05	33,000(16,500)	32,400(16,200)
第6	169,000円以上 211,300円未満	D06	37,400(18,700)	36,700(18,300)	
	211,300円以上 301,000円未満	D07	40,000(20,000)	39,300(19,600)	
第7	301,000円以上 397,000円未満	D08	41,000(20,500)	40,300(20,100)	
第8	397,000円以上	D09	54,000(27,000)	53,000(26,500)	

○ 3号認定されている2歳児は、3歳となった日から2号認定となりますが、利用者負担額の年齢基準日は4月1日となるため、当該年度中は3号認定の利用者負担額が適用されます。

○ 3号認定(0歳児クラスから2歳児クラス)の児童のうち非課税世帯の児童、2号認定(3歳児クラスから5歳児クラス)の児童及び1号認定の児童の利用者負担額(保育料)は、幼児教育・保育の無償化に伴い、0円(無料)となります。

○ 小学校就学前の範囲において、最年長の児童を第1子、その下の児童を第2子とカウントし、第1子から順に全額・半額(表の()内の金額)・無料となります(※)

※ カウントの対象となるのは、利用児童と同一の世帯の兄弟姉妹で、①認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業の対象施設に在園、②特別支援学校幼稚部・児童発達支援センター(知的障がい児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由施設通園部・児童デイサービス)・児童心理治療施設に通所、③企業主導型保育事業に在園している児童です(②③のときは在園証明書が必要)。



○ 利用者負担額を算定する場合の市町村民税所得割額は、寄附金税額控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除等の税額控除前の額となります。

○ 同居の祖父母がいる場合は、祖父母の市町村民税所得割額を利用者負担額の計算に含む場合があります。

◆年収360万円未満相当世帯の軽減について

市町村民税の所得割額が一定基準(※)を下回る世帯は、第1子の年齢に関係なく、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

※市町村民税の所得割額の一定基準 ・その他世帯…57,700円未満 ・ひとり親・障がい者等の世帯…77,200円未満

◆年少扶養控除等の適用(多子世帯の軽減)について

宮崎市では、16歳未満(※)の子どもが3名以上いる世帯については、税法上適用されない扶養控除をみなし適用し、市町村民税を再計算し利用者負担額を算定しています。

※16歳未満 ・令和6年4月から令和6年8月まで…令和5年1月1日時点16歳未満 (H19.1.2~R5.1.1生まれ)
 ・令和6年9月から令和7年3月まで…令和6年1月1日時点16歳未満 (H20.1.2~R6.1.1生まれ)

宮崎市の保育料は国の基準額より低く設定しています。

軽減額

宮崎市の保育料(表右側)は、国が定める階層区分(表左側)を細分化したうえで、国の基準額より負担額を軽減したものになっています。軽減されている差額は市が負担しています。

階層区分	市町村民税所得割額の区分等(国)	国基準額(円)	
		標準時間	短時間
第1	被保護世帯等	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	48,600円未満 ひとり親・障がい者等の世帯	9,000	9,000
		(0)	(0)
第3	その他の世帯	19,500	19,300
		(9,750)	(9,650)
第4	48,600円以上 77,101円未満 ひとり親・障がい者等の世帯	9,000	9,000
		(0)	(0)
	その他の世帯	30,000	29,600
		(15,000)	(14,800)
77,101円以上 97,000円未満		30,000	29,600
		(15,000)	(14,800)
第5	97,000円以上	44,500	43,900
	169,000円未満	(22,250)	(21,950)
第6	169,000円以上	61,000	60,100
	301,000円未満	(30,500)	(30,050)
第7	301,000円以上 397,000円未満	80,000	78,800
		(40,000)	(39,400)
第8	397,000円以上	104,000	102,400
		(52,000)	(51,200)

国基準額との差額 (標準時間で比較)
0
0
▲ 2,000
▲ 5,500
▲ 4,500
▲ 2,000
▲ 10,000
▲ 6,000
▲ 2,500
▲ 14,800
▲ 11,500
▲ 23,600
▲ 21,000
▲ 39,000
▲ 50,000

宮崎市保育料(円)		市町村民税所得割額の区分等(市)	市区分	階層区分
標準時間	短時間			
0	0	被保護世帯等	A00	第1
0	0	市町村民税非課税世帯	B01・B02	第2・3
7,000	6,800	ひとり親・障がい者等の世帯	均等割のみ	C04
(0)	(0)		48,600円未満	C02
14,000 (7,000)	13,700 (6,800)	その他の世帯	均等割のみ	C01
15,000 (7,500)	14,700 (7,300)		48,600円未満	C03
7,000	6,800	ひとり親・障がい者等の世帯	48,600円以上 57,700円未満	C05
(0)	(0)		57,700円以上 59,000円未満	
			59,000円以上 77,200円未満	C06
20,000 (10,000)	19,600 (9,800)	その他の世帯	48,600円以上 57,700円未満	D00
24,000 (12,000)	23,500 (11,700)		57,700円以上 59,000円未満	D01
27,500 (13,700)	27,000 (13,500)		59,000円以上 77,200円未満	D02
29,700 (14,800)	29,100 (14,500)	77,200円以上 97,000円未満		D03
33,000 (16,500)	32,400 (16,200)	97,000円以上 111,000円未満		D04
37,400 (18,700)	36,700 (18,300)	111,000円以上 169,000円未満		D05
40,000 (20,000)	39,300 (19,600)	169,000円以上 211,300円未満		D06
41,000 (20,500)	40,300 (20,100)	211,300円以上 301,000円未満		D07
54,000 (27,000)	53,000 (26,500)	301,000円以上 397,000円未満		D08
		397,000円以上		D09
				第15
				第16
				第17
				第18
				第19
				第20

※3号認定(0・1・2歳、満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の保育料(子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第2号)

※国の基準額は子ども・子育て支援法施行令第4条により定めがあるもの

※市の保育料は宮崎市子ども・子育て支援法施行細則第6条により定めがあるもの

※各保育料金額の下の()は、「負担額算定基準子ども」の第2子適用となる児童の金額

※「負担額算定基準子ども」=小学校就学前の子ども(子ども・子育て支援法施行令第13条第2項)

2号・3号認定で特定教育・保育施設をご利用の保護者様へ

2号・3号認定で利用できる特定教育・保育施設は、保護者が就労などにより家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって児童を保育するための施設であることから、施設を利用するには「保育の必要性を判断する事由」が必要です。

また、保育所等の利用者負担額（保育料）は、世帯の市町村民税の合算額にて決定しているため、世帯の状況に変化があった場合などには、利用者負担額（保育料）が変更になることがあります。

以下のような変更があった場合は必ず、市窓口にてお手続きが必要です。
各提出必要書類、身分証明書をご準備のうえ、お手続きをお願いします。

	内容	提出必要書類
保育を必要とする事由の変更	○就労・転職した ○就労時間や日数等が変わった	・就労証明書（新しい就労内容が確認できるもの）
	○産休や育休から復帰する	・就労証明書（復帰予定及び復帰後の就労内容が確認できるもの） ・必要に応じて、下の子の申し込みも同時に行ってください。
	○退職した	・退職後、就労以外の保育が必要な事由に該当するか、保育が必要な事由に該当せず退所となるかによって異なります。
	○求職活動、開業準備を行う	・誓約書
	○妊娠した	・親子健康手帳の写し（表紙＋出産予定日のわかるページ）
	○出産した	・親子健康手帳の写し（表紙＋出生届出済証明のページ）
	○育児休業を取得する ○育児休業を延長する	・育児休業・育児休暇取得証明書 ・育児休業・育児休暇に係る利用継続申立書 ※原則として、育児休業を取得しながら上の子が継続利用できるのは、下の子の出生から1年を経過する月の月末までです。
	○保護者の病気・怪我等	・診断書（保育が困難であることがわかるもの） ・申立書
	○同居の家族の介護・看護を行う	・診断書（常時介護・看護が必要なことがわかるもの） ・申立書
	○就学した ○職業訓練を行う	・在学証明書 ・カリキュラム
世帯状況の変更など	○婚姻した	・戸籍謄本（婚姻日がわかるもの） ・配偶者の保育を必要とする事由を示す書類（就労証明書など） ・利用児童の健康保険証（変更となる場合）
	○離婚が成立し、別居した	・戸籍謄本（離婚日がわかるもの） ・利用児童の健康保険証（変更となる場合）
	○離婚に係る協議・調停・裁判となったとき	・協議、調停、裁判中であることが確認できる書類（裁判所等作成のもの） ・申立書
	○世帯の構成に変更があった（祖父母等と同居など）	※お電話または窓口にてご連絡ください。
	○同居のご家族に障がい者手帳・療育手帳等が交付されたとき	・交付された手帳の写し
	○障がい者手帳等を返納したとき	※お電話または窓口にてご連絡ください。
	○生活保護を受給する	・生活保護受給者証
	○生活保護が廃止となったとき	※お電話または窓口にてご連絡ください。
	○申告等により市町村民税の税額が変更になったとき	・市町村民税の所得課税証明書 ※未申告や転入等で市町村民税の情報が確認できない世帯の利用者負担額（保育料）は、最高額での仮決定となります。
	○きょうだいが企業主導型保育事業等を利用しているとき	・きょうだいの在園証明（施設側作成のもの） （企業主導型保育事業・国立大学附属幼稚園・私学助成の幼稚園・特別支援学校幼稚部・児童発達支援センター・児童心理治療施設）
○子どもの入院や里帰り出産で1ヶ月以上欠席するとき	・市へお問合せください。	
○市外に転出するとき	・ご利用の施設へ「退所届」をご提出ください。	

※保育必要量（標準時間保育・短時間保育）の変更をご希望の場合は、変更月の前月末までに窓口でのお手続きが必要です。

※内容によっては、お手続きをしても利用者負担額（保育料）が変更にならない場合があります。

※原則として、過年度の利用者負担額（保育料）は変更できませんのでご了承ください。

※就労証明書、誓約書、申立書、育児休業・育児休暇取得証明書、育児休業・育児休暇に係る利用継続申立書は、宮崎市のホームページからダウンロードが可能です。

※同居の祖父母がいる場合は、祖父母の市町村民税所得割額を利用者負担額（保育料）の計算に含む場合があります。

【問合せ先】 旧町域（佐土原・田野・高岡・清武）の保育施設を利用されている方は各総合支所で手続きをしてください。

・宮崎市役所	保育幼稚園課	保育入所係	電話：0985-21-1774
・佐土原総合支所	地域市民福祉課	福祉係	電話：0985-73-1113
・田野総合支所	地域市民福祉課	福祉係	電話：0985-86-1113
・高岡総合支所	地域市民福祉課	福祉係	電話：0985-82-1112
・清武総合支所	地域市民福祉課	福祉係	電話：0985-85-1104